

# フランスの新国民経済計算体系 SECN

山下 正毅

国際連合の国民経済計算標準方式の改訂案である System of National Accounts (United Nations [7]), いわゆる新 SNA が 1968 年に公表されて以来, 世界の国々は, 自国の国民経済計算方式をこれに則して改正したり, 全面的にこの方式に切り換えたりするようになった。周知のとおり, わが国は 1978 年から新 SNA 方式に移行したが, フランスにおいても事情は同じで, 新しい国民経済計算方式の作成とこれへの移行が行われた。すなわちフランスは 1973 年, 新しい国民経済計算体系 *Système élargi de comptabilité nationale* (SECN)<sup>1)</sup> を完成し, 1976 年の新方式移行後ただちにこれを INSEE [3] として公刊した。この方式による推計結果は 1976 年以来毎年刊行されている (INSEE [4])。

ヨーロッパには, 欧州共同体統計局が, レーモン・バール (Raymond Barre, 当時パリ大学教授, 現フランス首相) の指導のもとに, 共同体加盟各国の専門家の協力によって作成し, 新 SNA の 2 年後に公表した *Système européen de comptes économiques intégrés* (SEC)<sup>2)</sup> (Office Statistique des Communautés Européennes [5]) がある。これは基本的な考え方において新 SNA と同じながら, 細部は EC 諸国の事情に適合するような形になっている。この SEC を, フランス経済にあわせてさらに修正したのが, SECN なのである。ゆえに SECN

と新 SNA は極めて近い関係にあると言える。本稿では, この SECN のメイン体系を概観し, バランス表形式と勘定形式による表示を試みることにする。

## I. フランス国民経済計算の沿革

フランスにおける国民経済計算の歴史は, ケネーやラヴォアジェ<sup>3)</sup> を想起してみてもわかるように, かなり古い。しかし, 現代的な国民経済計算の歴史は, 他の諸国と同様, 第 2 次大戦後に始まると言ってもよい。まず, フロマン (R. Froment) は, 1938 年と 1945 年についてのフランス国民勘定を, 1945 年に作成した。この業績はデュモンティエ (J. Dumontier), ガヴァニエ (P. Gavanier) とフロマン自身にひきつがれ, 1947 年にフランス国民所得推計として公表されることになる。同じ頃, 応用経済学研究所 (Institut de Science Économique Appliquée) では, ペルー (F. Perroux), マルシェウスキー (J. Marczewski), ユリ (P. Uri) らが, 国民経済計算の理論的問題に取り組んでいた。1947 年, 国民貸借対照表委員会は, 予測目的勘定を作成する作業にとりかかったが, この頃にはすでにフランスの体系は, アングロ・サクソン系やオランダ系の体系とは異なるものになっていた。

1950 年からは大蔵省の経済・金融調査局がグ

1) Enlarged System of National Accounts, Extended System of National Accounts: 拡大国民経済計算体系。

2) European System of Integrated Economic Accounts (ESA): 欧州国民経済計算統合体系。

3) F. Quesnay, *Tableau économique*, 1758.  
A. L. de Lavoisier, *De la richesse territoriale du royaume de France*, 1791.

リュゾン(C. Gruson)の指導のもとに、国民勘定の開発作業を開始した。経済・金融調査局による勘定の公表は、1952年末からとなったが、方式は国連の標準体系(旧 SNA)に近いものであった。

フランス国民経済計算の独自性があらわれたのは、1955年からであったと言える。すなわち、1949-1955年国民勘定報告(*Rapport sur les comptes de la nation 1949-1955*)が1955年に、1951年経済表(*Tableau économique de l'année 1951*)が1957年に公表されたのである。(これらの体系の新しさは、属地主義の採用、取引カテゴリー勘定の創出、部門細分化の徹底、等にある。)この方式は若干の修正を受けながら、今度の改訂・移行(1976)まで使用された。

さて、国際連合の標準体系は1964年から1968年にかけて改訂作業が行われ United Nations [7]として結実し、ヨーロッパ共同体の体系は1964年から6年を費やして1970年に完成された(*Office Statistique des Communautés Européennes*[5])のであった。これらの体系の公表によって、フランスの国民経済計算体系にも改訂の必要が生じたわけであって、新方式の作成と新方式への移行は本稿の初めに述べた通りである。

## II. SECN における国民経済の領域

SECN では、国民経済は、「国内領域において1年以上にわたって経済取引を遂行している、(制度単位と同質的生産単位という、分類規準を異にする2種類の)経済主体の集まり」として定義されている(INSEE[3, pp. 61-62], Culmann[2, p. 82])。

(a) 制度単位<sup>4)</sup> 所得の受け取り、所得の

4) 制度単位: *unité institutionnelle/institutional unit.*

以下本稿におけるテクニカル・タームの仏・英語対照は、主として文献[6](bilingual text)と文献[7]仏語版、英語版を参考にして作成した。

処分、資金調達と処分、資本蓄積といった経済的意志決定において自律性を持つ最小の単位である。しばしば法人と一致する。サラリーマンの家庭、法人企業、大学、等がその例である。しかし、或る対象が制度単位であるのか、それとも、より大きな制度単位の一部にすぎないのか判別し難いこともしばしばある。そういう場合は、完全な勘定組織(帳簿組織)を有し、主要な機能を遂行する上で意志決定の自律性を有する単位(対象)を制度単位とする。

(b) 同質的生産単位<sup>5)</sup> 独立の単位として認識し得る生産主体が、ひとつの生産物あるいはいくつかの生産物に対して独占的に作用を及ぼしているとき、その主体は同質的生産単位と呼ばれる。ここで、独占的に作用を及ぼしているとは、経済においてその生産物の生産を独占しているという意味ではなく、他の主体との協働生産活動をしているのではないという意味である。

商業活動、サービス活動を行う単位もここに含まれていることは勿論である。

同質的生産単位はひとつの制度単位の一部または全部を占める。ただし、複数個の制度単位に属することはない。

(c) 国内領域<sup>6)</sup> 地理的本土領域(ヨーロッパ大陸にあるフランスの県、コルシカ、モナコ)から本土領域内の海外諸国の飛び地(諸外国の大・公使館、領事館、国際機関の建物・敷地、外国の研究基地)を除外し、フランスの領空および領海、領海内の大陸棚、フランスが独占的利用権をもつ公海内の大陸棚部分、海外諸国の国土領域内にあるフランスの飛び地(フランス大・公使・領事館、フランスの軍事基地・研究基地)、および公海大陸棚部分の外にあってフランス国籍の経済主体が開発した鉱床、を加えたものがフランスの国内領域である。

5) 同質的生産単位: *unité de production homogène.*

6) 国内領域: *térritoire économique/domestic territory.*

ここで、海外県<sup>7)</sup>、海外領土<sup>8)</sup> は国内領域に含まれない。

(d) **利害中心**<sup>9)</sup> ある経済単位（制度単位または同質的生産単位）が、ひとつの領域で1年以上にわたって経済取引を遂行しているとき、その単位は当該領域に利害中心を持つ、と言われる。もしこの領域が国内領域であるならば、その経済単位は、居住者（または居住単位）<sup>10)</sup> と呼ばれる。

ほとんどの経済単位について、居住者であるかどうかの判定は困難ではないだろうが、次のようなものも居住者であることに注意しなければならない。

- 越境労働者：国境を越えて隣国へ毎日働きに出かけるフランス人労働者。
- 季節労働者：労働力の不足する時期に1年未満の期間、外国で働くフランス人労働者。
- 海外旅行者、海外留学生、海外派遣ビジネスマン、芸術家等で、外国滞在が1年未満の者。
- 海外のフランス公館に勤めるフランス人職員。
- 在フランス外国公館で働くフランス人（現地人職員として採用された者で、役人としての地位を有しない者）。
- 在フランス国際機関のフランス人職員。

逆に、フランスへ来る（滞在期間1年未満の）外国人旅行者、フランスで働く外国人季節労働者と越境労働者、海外のフランス公館で働く現地人職員、等々は非居住者<sup>11)</sup>となるわけである。

### III. 制度部門と活動部門

制度単位と同質的生産単位をそれぞれ類別すると、制度部門と活動部門<sup>12)</sup>ができる。

#### 3.1 制度部門

類似の経済行動を取る制度単位を類別して制度部門を得る。SECNにおける制度部門は6つである。それらを以下に列挙する。

(a) **非金融法人・準法人企業**<sup>13)</sup> 営利目的の非金融財貨・サービス（非金融営利財貨・サービス）の生産を主要目的とする、居住者たる制度単位の集まりである。この部門を構成する単位は、さらに次のように類別される。

##### ①公的法人・準法人企業<sup>14)</sup>

非金融営利財貨・サービスを生産し民間へ販売しているが、国家あるいはその他の公共団体によって管理されている企業。完全な帳簿組織（会計組織）を持つ。法人格を持つものは公的法人企業、完全な帳簿組織を持つが法人格を持たないものは公的準法人企業となる。（フランス電力公社(EDF)、パリ交通公団(RATP)、フランス国有鉄道(SNCF)、フランス航空(AF)、フランス石炭公社(CDF)、ルノー公団、郵政(PTT)等がある。)

##### ②民間法人・準法人企業<sup>15)</sup>

非金融営利財貨・サービスを生産している、法人格を持つ民間の生産単位。個人企業の大規模なものもこの類に入る。

外国企業のフランス支店、フランス工場も

12) 制度部門: secteur institutionnel/institutional sector.

活動部門: branche/branch.

13) 非金融法人・準法人企業: sociétés et quasi-sociétés non financières/non-financial corporate and quasi-corporate enterprises.

14) 公的法人・準法人企業: sociétés et quasi-sociétés publiques.

15) 民間法人・準法人企業: sociétés et quasi-sociétés privées.

7) 海外県: Départements d'Outre-mer (DOM).

8) 海外領土: Territoires d'Outre-mer (TOM).

9) 利害中心: centre d'intérêt.

10) 居住者: résident, 居住単位: unité résidente.

11) 非居住者: non résident.

擬制的居住単位として、この中に含まれる。法人格を持つ民間非営利団体が、収入の50%以上を自らのサービスの販売から得ている場合にもここに属し、企業に奉仕し財源を企業から得ている非営利団体もこの小部門に入る。

(b) **金融機関**<sup>16)</sup>(保険業を除く) この部門は、金融資産を集め、変換し、再分配することを主要な機能とする、居住者たる制度単位の集まりである。これらの制度単位の財源は、金融契約によってもたらされる資金から成る。たとえば、要求払預金(当座預金、普通預金、等)、定期性預金、預金証書、債券、等である。

金融活動をする単位は完全な勘定を備えていさえすれば、すべて金融的の制度単位である。フランスの金融的の制度単位は、国家信用理事会(Conseil national du crédit)、銀行監督委員会(Commission de contrôle des banques)、銀行・金融事業協会(Associations professionnelles des banques et des établissements financiers)等の指導・監督を受けているのであるが、自律性を有するものとみなされている。外国銀行のフランス支店も居住者としての制度単位である。フランスの銀行については、フランスの国内領域に存在する本・支店が居住制度単位となる。

有価証券の売り手と買い手の仲介者としての役割をはたしている単位(証券会社、証券取引業者)は、金融活動をしているとはみなされない。SECNではこれらの単位は、金融取引の媒介者として営利的サービスを生産していると考えられている。したがって、それらが制度単位として独立しているならば、非金融法人・準法人企業部門に属すべきものとされ、独立していないときは、それらが従属する機関の属す制度部門に所属せしめられる。以上の理由でSECNにおいて株式仲買人や証券会社は、制度部門と

しての金融機関には属しない。これは新SNAと異なるところである。

金融機関は次の二つの小制度部門に分かれる。

①通貨機関<sup>17)</sup>

- a. フランス銀行(Banque de France)  
(為替安定基金 Fonds de stabilisation des changes を含む)
- b. その他の通貨機関: 通貨造出と通貨管理に支配的役割を果す(フランス銀行以外の)金融機関である。銀行以外の取引相手との契約の大半が流通預金<sup>18)</sup>から成る制度単位(金融機関)によって構成されている。制度単位が、ある中心的管理組織に従属しているときは、その管理組織ともどもこの類**b**に属す。

②非通貨(金融)機関<sup>19)</sup>

通貨性預金が重要部分を占めていない金融機関をここに所属させる。ここに属す単位は基本的に非通貨性金融資産を財源としている。譲渡不能要求払預金、定期預金、債券、株式、等がそれである。貯蓄金庫(郵便貯金に相当)、預金供託金庫(資金運用部に相当)、クレディ・ナショナル(債券発行を資金源とする政府金融機関)、フランス不動産銀行(クレディ・フォンシエ)、等がここに含まれる。

(c) **保険業**<sup>20)</sup> この部門の制度単位は、危険・緊急事態発生時に一定額の保険金を支払うことを保障して、個人の個別的危険を集合的な危険へと変換することを主機能とする。資金源

16) 金融機関: institutions de crédit/credit institutions.

17) 通貨機関(通貨金融機関): institutions de crédit monétaires. 通貨造出機関, 通貨機関(institutions monétaires/monetary institutions)と呼ばれるものに相当する。

18) 流通預金: dépôt à vue transférable/transférable deposit. 当座預金, 普通預金のような流動性の高い預金。譲渡可能預金。譲渡可能要求払預金。

19) 非通貨機関: institutions de crédit non monétaires.

20) 保険業: entreprises d'assurance/insurance companies, insurance enterprises.

泉は契約保険料と随意的社会保障負担金<sup>21)</sup>である。契約保険料や随意的社会保障負担金は、自由意志で締結された契約にもとづいて（制度単位たる）保険業者に支払われる。

保険業は次の小部門に分かれる。

#### ①保険機関

損害保険会社、生命保険会社、国民準備金庫などである。

#### ②共済組合

加入が強制的なものはここに含まれない。強制加入の組合は一般政府に属す。社会保障負担金が主な財源である。

(d) **一般政府**<sup>22)</sup> いろいろな経済主体に向けての非常利サービスの生産、所得や富の再分配取引を遂行する制度単位の集まり。主要な財源は強制的徴収金（租税、強制的社会保障負担金、等）である。財源の処分は、政府の財貨・サービス購入、社会保障給付金、公共的助成金といった形で行われる。

この部門は、国家当局およびそれに直属する組織、社会保障関係機関(組織)、地方公共団体および地方公共団体に発する組織、を含む。ここに含まれる組織としてそのほかに、完全な帳簿組織を持ち法人格を有し、主として非営利サービスを生産しており、大部分の運営資金が国や地方公共団体から提供されるものがある。（たとえば国家や地方公共団体の助成金で支出をまかなう民間組織。）

一般政府は次のような小部門に分かれる。

#### ①中央政府<sup>23)</sup>

これはさらに国家（当局）(État) と中央政府諸機関 (organes divers d'administration centrale) に分かれる。

国家は、行政サービスを生産する機関の全

体を意味している。収支は一般会計、補正予算、大蔵省財務局特別会計によって示される。

中央政府諸機関は、主として非営利サービスを生産し、国家の助成金や義務的・強制的納付金を財源とする組織の集まりである。財政(予算運営)上の自律性は持っているが、法律上の態様はさまざまである。中央政府諸機関に属す単位としては、大学、リセ、国立科学研究センター(CNRS)、農産物市場整備・規制基金(FORMA)、国立穀物事業局(ONIC)等多数ある。

#### ②地方政府<sup>24)</sup>

地方公共団体(collectivités locales) と地方政府諸機関(organes divers d'administration locale) とに分かれる。

地方公共団体は、地方、県、郡、市・町・村部から成る。地域の問題に関しては意志決定権を持っている。独自の予算を有し、財源は大部分地方税から成る。

地方政府諸機関には、農業会議所、商業会議所(商工会議所)、土地整備・地域開発公社等が含まれる。もろもろの意志決定において独立性を有してはいるが、地方公共団体からの給付金、補助金を財源とする組織の集まりである。個々の組織単位は法人格を有する独立の制度単位となっている。

#### ③社会保障制度<sup>25)</sup>

社会保障関係の非営利サービス生産を主な活動とする制度単位の集まりである。義務的社会保障負担金の納入によって獲得された財源を、社会保障給付金の形で処分する。

社会保障制度中央管理所、養老保険国民金庫、傷病保険国民金庫、農業共済中央金庫連合、農業養老保険国民金庫、農業共済中央金庫、等々の多数の単位から成る。

21) 随意的社会保障負担金は、強制的社会保障負担金と異なり、納入先(保険者)の選択が自由である。(例)自動車保険。

22) 一般政府: administration publique/general government.

23) 中央政府: administrations publiques centrales.

24) 地方政府: administrations publiques locales.

25) 社会保障制度: administrations de sécurité sociale/social security funds.

(e) **民間非営利団体**<sup>26)</sup> 家計の特定グループを対象として非営利サービスを主に生産する組織、あるいは対家計市場性サービスを非営利目的で生産する組織(居住者制度単位)の集まりである。主要な財源は、家計の任意的納付金、財産所得、市場性サービスの販売、等から成る。一般政府からの助成金を受けている組織も含まれているが、財源全体の中で助成金の占める割合は50%以下である。(50%を越えるものは一般政府に属す。)組織は法人格を有していなければならない。

宗教・宗教団体、政党、労働組合、消費者団体、芸術家団体、文化団体、対外文化協力事業団、スポーツ団体(連盟、協会)、退役軍人会、赤十字社、等がある。

(f) **家計**<sup>27)</sup>(個人企業を含む)消費および(個人企業の場合のような)生産活動を主要な機能とする居住者制度単位の集まりである。消費者あるいは生産者として自律性を有する、居住者たる個人の集まり、ということになるだろう。ただし、生産活動のみに特定化された主体はここに含まれない。つまりこの部門に属するのは、消費活動のみを行う主体と、生産活動と消費活動を分離することが困難な個人企業・個人商店等である。

主たる所得源泉は、生産要素報酬、他の制度部門からの移転、個人企業等の生産する非金融財貨・サービスの販売である。

### 3.2 活動部門

活動部門は、すでに述べたように、同質的生産単位を集めて形成されるものである。部門は(公式の)生産物品名表をもとに決められる。活動部門の利用される主要な領域は、産業連関表(産業連関分析)である。

活動部門は大きく分けて営利部門<sup>28)</sup>と非営利

部門<sup>29)</sup>から成る。営利生産(営利的財貨・サービスの生産)を行う生産単位の集まりを営利部門といい、非営利生産(非営利的財貨・サービス(非市場性財貨・サービス)の生産)を担う単位の集まりを非営利部門という。非営利部門は、政府サービス生産部門<sup>30)</sup>、民間非営利サービス生産部門<sup>31)</sup>、家事サービス生産部門<sup>32)</sup>から成る。

営利部門は新SNAにおける産業<sup>31)</sup>に対応している。また、政府サービス生産部門が新SNAの政府サービス生産者<sup>32)</sup>にあたり、民間非営利サービス生産部門は対家計民間非営利サービス生産者<sup>33)</sup>、家事サービス生産部門は家計の家事サービス生産者<sup>34)</sup>に相当することも明らかである。

## IV. 総合経済表 TEE (SECN 体系)

新SNA完全体系(United Nations [7, Table 2.1])に相当するのが、SECNの総合経済表<sup>35)</sup>である。マトリックスで表示された新

- 29) 非営利部門: branches non marchandes.  
 30) 政府サービス生産部門: branches non marchandes des administrations publiques.  
 民間非営利サービス生産部門: branches non marchandes des administrations privées.  
 家事サービス生産部門: branche non marchande des services domestiques.  
 31) 産業: branches d'activité marchande/industries.  
 32) 政府サービス生産者: producteurs des services rendus par les administrations publiques/producers of government services.  
 33) 対家計民間非営利サービス生産者: producteurs des services rendus par les institutions privées sans but lucratif au service des ménages/producers of private non-profit services to households.  
 34) 家計の家事サービス生産者: producteurs des services domestiques des ménages/producers of domestic services of households.  
 35) 総合経済表: tableau économique d'ensemble (TEE).  
 「経済バランス表」と訳してもよからう; balance statement/tableau d'ensemble/バランス表 (United Nations [7, 1.21]).

26) 民間非営利団体: administrations privées/private non-profit institutions.

27) 家計: ménages/households.

28) 営利部門: branches marchandes.

表1 総合経済表(T E E)-概略表

使用(流出)			財貨・サービス勘定	取引 (およびバランス項目)	源泉(流入)			財貨・サービス勘定
勘定	国内 制度部門	海外			勘定	国内 制度部門	海外	
生産勘定	700 800	130	120 1500	(財貨・サービスの)輸出 (財貨・サービスの)輸入 財貨・サービスの産出 (国内生産額総計) 中間消費 粗付加価値 補助金・助成金受取 雇用者所得 生産および輸入関連税 営業余剰 補助金・助成金支払 財産所得, 企業所得 損害保険取引 その他の経常移転 可処分所得 最終消費 粗貯蓄 資本移転 総固定資本形成 在庫品増加 土地, 無形資産(純取得) 資金過不足	生産勘定	1500	120	130
所得生成勘定	400 100 310		20		所得生成勘定	800 10	10	700
所得(分配)勘定	10 100 20 300 805	10 10			所得(分配)勘定	390 120 310	5 20	
所得使用勘定	555 250				所得使用勘定	805	20	555
資本勘定	10 220 35 0				資本勘定	250 9	1	220 35
金融資産純フロー					負債純フロー			
金融(取引)勘定	5 70 25 100 5 (5)	1 10 5 5 -5		国際決済手段 通貨, 非通貨性預金 証券 貸付金(借入金) 保険準備金 資産・負債純増差額	金融(取引)勘定	-2 80 28 99 5 -5	8 2 6 (5)	
	(1)	-1		誤差調整 固定資本減耗		-1	(1)	
勘定	国内 制度部門	海外			勘定	国内 制度部門	海外	

(Consolo [1, p. 14] Tab. 5による。)

SNA 完全体系は簡潔な経済の見取図を与えるものであり、勘定相互間、記入値相互間の関連が一目で理解できるという利点がある一方、各勘定の貸方と借方を見るためにマトリックス上を横方向と縦方向別々に目を移動させなければ

ならないというわずらわしさがある。その点、上に掲げるようなバランス表形式によるSECN総合経済表は、借方と貸方が左右に配列されており、各勘定は上から下へと並べられているので、いくぶん見易いかも知れない。

表1は、実際の TEE と異なり、制度部門の区別をせず、取引項目は大項目だけを表示したものであるが、基本構造はこれで十分に示されており、かつ勘定体系は完全に接合的となっている。各勘定を制度部門別に表示するには、国

内制度部門の列を分割して6つの列にすればよい。もちろんそれに応じて、取引記入値を部門別に修正しなければならぬことは言うまでもない。表1を伝統的勘定形式に書き換えると表2のようになる。

表2 伝統的勘定形式による総合経済表

(1) 財貨・サービス勘定			
(財貨・サービスの) 輸入	120	(財貨・サービスの) 輸出	130
財貨・サービスの生産 (国内生産額総計)	1500	中間消費	700
輸入関連税	20	最終消費	555
		総固定資本形成	220
		在庫品増加	35

  

(2) 生産勘定			
中間消費	700	財貨・サービスの生産	1500
粗付加価値	800	(国内生産額総計)	

  

(3) 所得生成勘定			
雇用者所得 (支払)	400	粗付加価値	800
生産関連税 (支払)	100	補助金・助成金の受取	10
営業余剰	310		

  

(4) 所得勘定			
補助金・助成金の支払	10	雇用者所得 (受取)	390
財産所得・企業所得 (支払)	100	生産・輸入関連税 (受取)	120
損害保険取引 (支払)	20	営業余剰	310
その他の経常移転 (支払)	300	財産所得・企業所得 (受取)	105
可処分所得	805	損害保険取引 (受取)	20
		その他の経常移転 (受取)	290

  

(5) 所得使用勘定			
最終消費	555	可処分所得	805
粗貯蓄	250		

  

(6) 資本勘定			
資本移転 (支払)	10	粗貯蓄	250
総固定資本形成	220	資本移転 (受取)	9
在庫品増加	35	資金過不足 (資金不足)	6
土地・無形資産 (純取得)	0		



表2(続)

## (7) 金融取引勘定(資金循環表)

(資産としての) 国際決済手段純増	5	(負債としての) 国際決済手段純増	-2
(資産としての) 通貨および非通貨性預金の純増	70	(負債としての) 通貨および非通貨性預金の純増	80
(資産としての) 証券保有純増	25	(負債としての) 証券保有純増	28
貸付金純増	100	借入金純増	99
保険準備金	5	保険準備金	5
資産・負債純増差額(対外純債務純増)	5		
資本勘定バランス項目(資金過不足)と 金融取引勘定バランス項目(資産・負債純増差額)との誤差調整	1		

(8) 海外勘定  
経常取引勘定

(財貨・サービスの) 輸出(フランスからの輸入)	130	(財貨・サービスの) 輸入(フランスへの輸出)	120
財産所得・企業所得	10	雇用者所得	10
その他の経常移転	10	財産所得・企業所得(対外支払)	5
対外経常取引の支払超過(資金不足)	6	その他の経常移転	20
		資本移転(受取純額)	1

## 資本取引勘定

(資産としての) 国際決済手段純増	1	(負債としての) 国際決済手段純増	8
(資産としての) 通貨および非通貨性預金の純増	10	(負債としての) 証券保有純増	2
(資産としての) 証券保有純増	5	借入金純増	6
貸付金純増	5	資産・負債純増差額(対外純資産純増)	5
		誤差調整	1

財貨・サービス勘定<sup>36)</sup>は、国内および海外からの財貨・サービスの供給と、供給された財貨・

サービスの処分を示すものである。最終生産物取引だけでなく中間生産物の調達と処分も一括して表示されていることに注意しよう。

- 36) 財貨・サービス勘定: compte de biens et services/goods and services account.  
 中間消費: consommation intermédiaire/intermediate consumption.  
 最終消費: consommation finale/final consumption.  
 総固定資本形成: formation brute de capital fixe/gross fixed capital formation.  
 在庫品増加: variation de(s) stocks/increase in stocks, change in stocks.  
 輸出・輸入: exportations, importations/exports, imports.

生産勘定<sup>37)</sup>は国内生産額総計と中間消費を示し、バランス項目として粗付加価値(総付加価値)を導き出している。これは国内総生産<sup>38)</sup>に

- 37) 生産勘定: compte de production/production account.  
 粗付加価値: valeur ajoutée brute/gross value added.  
 38) 国内総生産: produit intérieur brut (PIB)/gross domestic product (GDP).

等しい。

**所得生成勘定**<sup>39)</sup>は国民経済(国内領域)内に発生する付加価値と、国民経済諸部門の取得する補助金・助成金が、雇用者所得や営業余剰として処分されるありさまを示す。雇用者所得支払400のうち390が国内へ支払われ、残り10は海外からの労働者に対する対外支払となることは所得勘定と海外勘定によって分るし、総合経済表(TEE)の雇用者所得の行を右に辿ってみてもただちに理解される。

**所得勘定(所得分配勘定)**<sup>40)</sup>は、各種の所得や経常移転の受取と支払を一括して示し、バランス項目として可処分所得を定義している。

この勘定で、雇用者所得の国民経済への支払(国民経済の受取)390と海外への支払10の関係については、二通りの解釈を与えることができる。すなわち、(i)国内で発生した雇用者所得( $W$ )400のうち国内に支払われるもの( $W_a$ )が390、海外への支払( $W^p$ )が10で、海外からの雇用者所得の受取( $W^r$ )は0とみなす解釈と、(ii)国民経済の雇用者所得受取純額( $W+W^r-W^p=W_a+W^r$ )が390、海外への雇用者所得支払純額( $W^p-W^r$ )が10であるとするそれである。(i)と(ii)いずれの解釈を取る場合でも、 $W=W_a+W^p=400$ なのであるが、(ii)の場合には、たとえば  $W_a=370$ 、 $W^p=30$ 、 $W^r=20$  というような値になっているのである。

財産所得・企業所得や経常移転についてはそ

れぞれ次のような関係が成立している。国民経済による財産所得・企業所得の受取( $P^R$ )が105、海外への支払( $P^p$ )5、海外からの受取( $P^r$ )が10であることは、所得勘定と海外勘定、または**TEE**を見れば明らかである。したがって、財産所得・企業所得の国内における発生額( $P^R-P^r+P^p$ )は100、国内から国内への支払( $P^R-P^r$ )は95となる。また経常移転についても、国民経済から国民経済への移転が( $290-10=300-20=$ )280となることは、上と同様の論法で証明される。

**所得使用勘定**<sup>41)</sup>は、可処分所得の受取と処分を表示する。処分形態は最終消費と貯蓄(粗貯蓄または総貯蓄)の二通りである。貯蓄は、可処分所得を消費目的に使用したあとの残余、すなわちバランス項目である。

**資本勘定**<sup>42)</sup>では、資産蓄積の源泉の調達と実物資産の蓄積(源泉の処分)があらわされている。蓄積源泉の大部分は貯蓄から成るのであるが、もうひとつの源泉である資本移転については前の経常移転や雇用者所得と同様の注意を要する。資本移転の国民経済による受け取りは9、海外部門の受取(海外への支払)は1である。国民経済の受け取りは、国民経済から国民経済への(国民経済内部の)資本移転( $T_c^d$ )と海外からの資本移転( $T_c^r$ )から成り、海外部門の受け取りは、国民経済から海外への資本移転( $T_c^p$ )と海外から国民経済への資本移転( $T_c^r$ )の差であると考えべきである:

$$\text{国民経済の資本移転受取} = T_c^d + T_c^r,$$

$$\text{海外部門の資本移転受取(純額)} = T_c^p - T_c^r.$$

39) 所得生成勘定: *compte d'exploitation/generation of income account.*

雇用者所得: *rémunération des salariés/compensation of employees.*

営業余剰: *excédent d'exploitation.*

40) 所得勘定: *compte de revenu/distribution of income account.*

経常移転: *transfert courant/current transfer.*

財産所得: *revenu de la propriété/property income.*

可処分所得: *revenu disponible/disposable income.*

企業所得: *revenu de l'entreprise/entrepreneurial income.*

41) 所得使用勘定: *compte d'utilisation de revenu/use of income account.*

粗貯蓄(総貯蓄): *épargne brute/gross saving.*

42) 資本勘定: *compte de capital/capital account.*  
資本移転: *transfert en capital/capital transfer.*

資金過不足: *capacité ou besoin de financement/net lending or net borrowing, financial surplus or financial deficit, financing capacity or financing requirement.*

また国民経済による資本移転支払<sup>10</sup>は、国内への資本移転 ( $T_c^d$ ) と海外への資本移転 ( $T_c^p$ ) から成るとみななければならない:

$$\text{国民経済の資本移転支払} = T_c^d + T_c^p.$$

今われわれが取り上げている国民経済は、実物資本蓄積の源泉が6単位不足している。これは資金不足6によって示される通りである。この不足が借入金、証券発行等の負債増加によってまかなわれることは、次の金融取引勘定を見ればわかる。

**金融取引勘定<sup>43)</sup>**においては、負債(債務)としての金融資産が蓄積の源泉として調達されるありさまが貸方に表示され、それらの負債ともうひとつの蓄積源泉である貯蓄(および移転資本)が金融資産として処分されるありさまが借方に表わされている。負債や貯蓄等の形で調達された蓄積源泉は、実物資産としても処分され得るし金融資産にもなり得る。資本勘定に含まれる粗貯蓄の中に、現金通貨等の金融資産形態で蓄積されるものもあるわけであるし、株式発行の形で調達された負債が、生産設備等の実物資産になることもある。貯蓄と(在庫品増加・固定資本形成等の)実物資産蓄積とが資本勘定に対応記入されているのは量的対応関係を示すためのひとつの便宜的形態にすぎない。資本勘定と金融取引勘定の両者がそろってはじめて蓄積勘定は完全である。理論的には負債純増と金融資産純増の差額は、資本勘定の資金過不足に等しくならなければならない。しかるに、各記入値は性格の違うさまざまな情報源、統計

資料によって推計されるため、統計上の誤差が生じ、金融資産・負債純増差額と資金過不足は必ずしも一致しない。それを示すために誤差調整項目がある。例示されたわれわれの勘定体系では、誤差調整項目は1となっており、金融取引勘定には含まれない別項目とされている。(誤差調整項目を入れると勘定はバランスしない。)しかし、勘定体系を接合的にするためには、金融資産・負債純増差額を6とし、誤差調整を-1とした方がよいと筆者は考える。そうすれば、誤差調整項目を入れても勘定はバランスし、資金(過)不足6と金融資産・負債差額6とが対応する。

最後の**海外勘定<sup>44)</sup>**は、国民経済(フランス)と海外諸国との経常取引(財貨・サービス、生産要素の取引)と資本取引(金融資産・負債の取引)を、それぞれ経常取引勘定<sup>45)</sup>と資本取引勘定<sup>46)</sup>に示す。取引項目はすでに金融取引勘定までに現われたものばかりである。

以上でSECNメイン体系を、総合経済表TEEに依拠して概観したことになる。SECN方式にもとづくフランス国民貸借対照表は、メイン体系よりも3年遅れて1979年に推計結果が公表された。国民貸借対照表に関する限りフランスは、(新SNA方式による)わが国より2年ほど遅れたわけである。フランス国民貸借対照表については、SECN産業連関表等も含めて次の機会に報告したい。

## 参 考 文 献

43) 金融取引勘定: *compte financier/financial account*.  
 国際決済手段: *moyens de paiement internationaux/international means of payment*.  
 通貨: *monnaie/money*.  
 証券: *titres/securities*.  
 保険準備金: *réserves techniques d'assurance/insurance technical reserves*.  
 金融資産・負債純増差額: *solde des variations des créances et dettes/net change in financial assets and liabilities*.

[1] Consolo, G., "Le nouveau système de comptabilité nationale", *Économie et statistique*, N° 75, fév. 1976, pp. 3-19.

[2] Culmann, H., *Les comptabilités nationales*,

44) 海外勘定: *compte du reste du monde/rest of the world account*.

45) 経常取引勘定: *compte des opérations courantes/current transactions account*.

46) 資本取引勘定: *compte des opérations en capital/capital transactions account*.

- 4<sup>e</sup> édition (Que sais-je? N° 1165), P. U. F., 1978.
- [3] INSEE (Institut National de la Statistique et des Études Économiques), *Système élargi de comptabilité nationale*, Collections de l'INSEE, Sér. C, N° 44-45, INSEE, 1976.
- [4] INSEE, *Rapport sur les comptes de la nation de l'année 1975*, Collections de l'INSEE, Sér. C, N° 49, 1976; *Rapport sur les comptes de la nation de l'année 1978*, Collections de l'INSEE, Sér. C, N° 72-73, INSEE, 1979.
- [5] Office Statistique des Communautés Européennes, *Système européen de comptes économiques intégrés*, Office des Pub. Officielles des Com. Eur., 1970.
- [6] Statistical Office of the European Communities, *National Accounts ESA, 1970-1976 / Comptes Nationaux SEC, 1970-1976*, Office for Official Publications of the European Communities, 1978.
- [7] United Nations, Statistical Office, *A System of National Accounts*, Studies in Methods, Ser. F, No. 2, rev. 3, United Nations, 1968 (経済企画庁経済研究所国民所得部訳『新国民経済計算の体系』経済企画庁, 1974).

(横浜国立大学 経営学部助教授)